

第 8 地域医療事業



献血キャラクター

けんけっちゃん



1 献血事業

(1) 入間市献血推進協議会

ア 目的

献血思想の普及及び献血者の組織化を図り、安全な血液の確保及び供給をすることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

ウ 対象

16歳～69歳の健康な方

200ml 献血（16～69歳*で体重が男性45kg、女性40kg以上の方）

400ml 献血（18、男17～69歳*で体重が男女とも50kg以上の方）

※65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

エ 対応者

関係団体・・・入間市献血推進協議会、各献血協力団体、埼玉県赤十字血液センター

オ 内容

(ア) 献血に対する正しい知識の啓発及び献血思想の普及

(イ) 献血組織の育成及び献血協力団体との連携

(ウ) 献血の年間計画と推進

カ 実績

単位：人

区分 年度	実施回数 (回)	受付者数	200ml	400ml	採血者数
25	60	2,686	506	1,730	2,236
26	68	2,817	465	1,872	2,337

キ 事業の経過

昭和44年3月31日 入間市献血推進協議会設立

市で献血活動が組織的に行われたのは、昭和44年3月に入間市献血推進協議会が発足してからです。これ以前にも市民による自主的な献血活動が行われていましたが、市民の身近な問題として組織的に推進していこうという機運が高まり本格化しました。以来、多くの市民や区長会・自治会、母子愛育会、赤十字奉仕団など各種団体の協力の下に、医療に必要な血液の確保の一翼を担っています。

今年度も、地区や企業献血の推進、広報紙・ホームページ等を活用して献血への協力を呼びかけ、健康福祉センターまつりでは献血事業のPRを行いました。

ク まとめ

血液は生命を維持するために必要不可欠なものです。人工的に製造したり、長期保存したりすることが不可能なため、献血者の相互扶助によって、輸血用血液を安定的に確保する必要があります。今後少子高齢化がさらに進み、輸血用血液を必要とする方が増加し、将来的には輸血用血液の不足が予測されます。このため、若年層に対する献血への理解・協力を求めて、より一層安定的に血液を確保していく必要がある

と思われます。

2 地域医療事業

(1) 在宅当番医制運営事業（初期救急）

ア 目的

入間市民の休日の昼間における初期救急医療を確保することを目的とする。

イ 対象

初期救急医療を必要とする患者

ウ 対応者

委託先・・・(社) 入間地区医師会（平成24年6月入間市医師会と合併）

エ 内容

入間市が在宅当番医制事業を社団法人入間地区医師会に委託。

7病院が輪番制で在宅当番医として、休日の昼間における初期救急医療を行う。

内科と外科を組み合わせて行っている。

診療時間 午前9時～午後5時

小林病院（内科）、西武入間病院（内科）、金子病院（内科）、入間ハート病院（内科）

豊岡第一病院（外科）、原田病院（内科・外科）、豊岡整形外科病院（外科）

オ 実績

年度	区分	実施日数（日）	患者数（人）
25		71	4,075
26		72	4,599

カ 事業の経過

平成2年度から平成17年度まで、医療機関が通常診療を行わない休日、夜間における初期救急医療を確保するため、入間市・狭山市・鶴ヶ島市・坂戸市・毛呂山町・越生町の4市2町が行う在宅当番医制事業等（在宅当番・救急医療情報提供実施事業）を社団法人入間地区医師会に委託（平成18年3月31日をもって終了）。

平成18年度から、休日の昼間における初期救急を確保するため、社団法人入間市医師会（現「一般社団法人入間地区医師会」…以下法人名省略）に委託。

平成21年度から、狭山市との協議により狭山市急患センターと在宅当番医の相互利用が可能となりました。

キ まとめ

休日の昼間における初期救急医療への市民ニーズは高く、今後も市内の医療機関で速やかに治療を受けられるよう、継続していく必要があります。

(2) 所沢地区病院群輪番制病院運営事業

ア 目的

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の第二次救急医療（入院治療を必要とする救急患者）に対応する救急医療を確保することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

埼玉県地域保健医療計画、所沢地区病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱

ウ 対象

入院治療を必要とする重症救急患者

エ 対応者

事業者・・・所沢地区の医師会（入間地区医師会、所沢市医師会、狭山市医師会）

オ 内容

協定市 入間市・所沢市・狭山市（幹事市は所沢市）

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内の14病院が輪番制で、休日及び夜間の第二次救急医療を行う。

【平成17年度～】

入間市：原田病院、豊岡第一病院

所沢市：国立病院機構西埼玉中央病院、所沢市市民医療センター、所沢中央病院、
圏央所沢病院（旧吉川病院）、所沢第一病院、所沢明生病院
埼玉西協同病院（H22.8.1～）

狭山市：狭山中央病院、入間川病院、狭山厚生病院、石心会狭山病院（現埼玉石心会病院）、至聖病院

カ 実績

単位：人

区分 年度	当番日数（日）	患者数		
		入院	外来	計
25	436	1,433	10,424	11,857
26	438	1,806	10,389	12,195

区分		入間市	所沢市	狭山市	他市町村	合計
25	患者数（人）	2,925	5,322	2,152	1,458	11,857
	負担金（円）	8,729,348	13,984,921	8,259,171		30,973,440
26	患者数（人）	2,757	5,443	2,356	1,639	12,195
	負担金（円）	8,916,078	13,834,455	8,293,947		31,044,480

※負担金につきましては、前年度の患者数等を参考に算出しております。

キ 事業の経過

昭和55年度から、休日及び夜間における第二次救急医療を確保するため、入間市、所沢市、狭山市の3市が協定を結び、所沢地区（所沢市・狭山市・入間市）病院群輪番制として所沢市が幹事市となり実施しています。

診療時間 昼間：午前8時～午後6時

夜間：午後6時～翌朝8時

ク まとめ

市民が安心して暮らせるよう、休日及び夜間における第二次救急医療体制の継続を

県に働きかけていきます。

(3) 小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業

ア 目的

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の小児科第二次救急医療を確保することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

埼玉県地域保健医療計画、埼玉県小児救急医療施設運営費補助金交付要綱

ウ 対象

入院治療を必要とする小児の重症救急患者

エ 対応者

協定先・・・入間川病院、国立病院機構西埼玉中央病院、
石心会狭山病院（現埼玉石心会病院）（H24.5.11～）
瀬戸病院（H26.10.1～）

オ 内容

協定市 入間市・所沢市・狭山市（幹事市は狭山市）

入間市、所沢市、狭山市の3市圏域内における休日及び夜間の小児科第二次救急医療を輪番制で行う。

カ 実績

単位：人

年度	区分	当番日数（日）	患者数		
			入院	外来	計
25		215	9	2,038	2,047
26		249	34	2,351	2,385

単位：人

患者数		国立病院 機構西埼玉 中央病院	入間川 病院	石心会 狭山病院	瀬戸病院	計
25	入院	9	0	0	—	9
	外来	666	922	450	—	2,038
	計	675	922	450	—	2,047
26	入院	34	0	0	0	34
	外来	613	1,166	490	82	2,351
	計	647	1,166	490	82	2,385

単位：円

負担金	入間市	所沢市	狭山市	合計
25	999,990	2,283,900	1,037,586	4,321,476
26	1,150,038	2,627,807	1,187,777	4,965,622

キ 経過

平成12年7月1日から施行

平成12年8月28日 西部第一（西）保健医療圏小児科救急医療病院群輪番制病院
運営開始

診療時間 昼間：午前8時～午後6時

夜間：午後6時～翌朝8時

※ 日曜日以外の曜日で祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の
場合は、昼間も同じ病院が担当

		平成26年9月まで	平成26年10月から
日曜日	昼		
	夜		
月曜日			瀬戸病院
火曜日		入間川病院	入間川病院
水曜日		入間川病院	入間川病院
木曜日		西埼玉中央病院	西埼玉中央病院
金曜日		石心会狭山病院	石心会狭山病院
土曜日			

ク まとめ

全ての曜日の夜間において小児科の第二次救急医療体制が確保されるよう、県に働きかけていきます。

(4) 自動体外式徐細動器（AED）整備事業

ア 目的

自動体外式徐細動器（AED）を市内公共施設に広く配置することで、緊急の心臓疾患に対応することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

薬事法第2条第5項、第8項に規定する「高度医療管理機器」、「特定保守管理医療機器」に指定。（平成16年）

ウ 対象

市内公共施設

エ 対応者

事務局：健康管理課、管理：各公共施設および担当課等

オ 内容

AEDを市内公共施設に広く配置し、心室細動発生時に使用できるようにする。

カ 実績

26年度管理台数

設置箇所	台数
扇町屋公民館 他	26

藤沢学童保育室 他	4
健康福祉センター 他	2 2
豊岡保育所 他	4 4
ていーろーど 等バス	4
消防団等	4
合計	1 0 4

キ 経過

所管していた入間市消防が広域化したことに伴い、健康管理課に移管。

ク まとめ

市内公共施設への配置は、ほぼ終了しつつあるので、今後は設置数の増加から関連団体の協力を得て設置状況の情報を提供するなど運用に重点を徐々に移すとともに、県が提供している官民を問わない設置箇所の情報を利用して、より広く誰もが利用できる状況をつくることを目指します。

3 入間市夜間診療所運営事業

(1) 入間市夜間診療所

ア 目的

日曜日、月曜日、木曜日、土曜日の夜間（午後7時30分から午後10時30分まで）における内科及び小児科の初期救急患者の診療を実施する。

イ 根拠・関連法令

入間市夜間診療所条例、入間市夜間診療所条例施行規則

ウ 対象

内科及び小児科における初期救急医療を必要とする者

エ 対応者

委託先・・・入間地区医師会

オ 内容

入間地区医師会との委託契約に基づき、12月31日から翌年の1月2日までを除く日曜日、月曜日、木曜日、土曜日の午後7時30分から午後10時30分まで、内科及び小児科の初期救急患者の診療を実施しています。

カ 実績

単位：人

区分 年度	延べ患者数		診療日数（日）		1日あたりの平均患者数				
25	2000	日祝日	801	208	日祝日	64	9.62	日祝日	12.52
		月曜日	291		月曜日	43		月曜日	6.77
		木曜日	372		木曜日	51		木曜日	7.29
		土曜日	536		土曜日	50		土曜日	10.72
26	1902	日祝日	758	207	日祝日	63	9.19	日祝日	12.03
		月曜日	280		月曜日	44		月曜日	6.36
		木曜日	335		木曜日	51		木曜日	6.57
		土曜日	529		土曜日	49		土曜日	10.80

※年末年始（12月29日～1月3日は日祝日に含む）

キ 事業の経過

休日夜間急患センターの設置要望は、核家族化の進行や共働き世帯の増加等の要因から市民意識調査等の調査結果では毎回上位にランクされ、特に休日の夜間における医療体制への不安は年々増加し大きな問題となっていました。こうした状況の中で、初期救急医療体制の充実を図るため、平成15年度、健康福祉センターに土日夜間診療所を開設しました。

平成21年度4月より、平日にも診療日を拡大し、狭山市と協同で1週間を通した夜間の初期救急医療体制を確保しました。

ク まとめ

夜間の初期救急医療を身近に提供できることは、市民の健康への安心につながり、救急医療体制の整備に貢献しています。

平成21年度からの夜間の救急医療体制

	日	月	火	水	木	金	土
入間市夜間診療所	○	○			○		○
狭山市急患センター			○	○		○	

※診療時間 午後7時30分から午後10時30分まで

休診日 12月31日、1月1日、1月2日

4 その他

(1) 健康福祉センター直行バス運行業務

ア 目的

健康福祉センター来館者の交通手段を確保することを目的とする。

イ 対象

健康福祉センター利用者ほか

ウ 対応者

協定先・・・西武バス株式会社

エ 内容

午前8時から午後6時30分までの間、入間市駅～入間市役所～入間扇町屋団地～西武グリーンヒル～健康福祉センターを1日12往復していましたが、平成25年10月のダイヤ改正により、午前8時から午後6時40分までの間、平日11往復、土休日10往復となりました。年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日運行しています。

オ 実績

単位：人

区分 年度	運行日数（日）	輸送人員	1便当たり人員
25	357	75, 148	9.28
26	359	73, 255	9.55

カ 事業の経過

平成15年4月1日 12往復24便で運行開始（停留所：入間市駅⇄入間市役所⇄健康福祉センター）

平成15年9月1日 入間扇町屋団地と西武グリーンヒルの2か所停留所が増える（停留所：入間市駅⇄入間市役所⇄入間扇町屋団地⇄西武グリーンヒル⇄健康福祉センター）

平成20年 4月1日 ダイヤ改正を行う

平成21年 4月1日 ダイヤ改正を行う

平成24年 4月1日 ダイヤ改正を行う

平成25年10月1日 ダイヤ改正を行う

キ まとめ

健康福祉センター直行バスは、健康福祉センターの立地場所が地理的には入間市のほぼ中心に位置するものの、交通の利便性から見ると不便な場所にあるため、センター利用者に対する交通手段として、センターの竣工に合わせて運行を開始しました。これまでの間、乳幼児、高齢者、障害者と多くの方に利用されています。センター駐車場は、事業やイベントなどの実施日には満車になるため、直行バスは公共交通機関としてセンター来館者の重要な交通手段となっています。

26年度は、乗降量調査を行い、途中の停留所でも多数の乗降客がいることなどから、買い物などの日常生活の足としても利用されていることが確認されました。

(2) 骨髄移植ドナー支援助成金（新規）

ア 目的

骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という)の提供者となった者に対し、骨髄移植ドナー支援助成金(以下「助成金」という)を交付することにより、骨髄等の提供希望者の増加及び骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律
入間市骨髄移植ドナー支援助成金交付要綱

ウ 対象

以下の項目にすべて該当する者

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業により、骨髄等の提供を完了した者
- (2) 骨髄等の提供時に市内に住所を有する者
- (3) 骨髄等の提供が完了した日から1年以内であること

エ 内容

骨髄移植に伴いドナーが負担する費用を軽減するため、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数の合計（7日を上限とする）に、20,000円を乗じて得た額を助成します。

オ 実績

単位：人

区分 年度	骨髄等提供者数 (市内在住者のみ)	助成金 申請者数	総助成額
26	3	2	280,000円

カ 事業の経過

平成25年度に骨髄移植ドナー支援に役立ててほしいと寄付の申し出があり、これを原資に基金を設立、平成26年4月から骨髄移植ドナー支援を始めました。

ク まとめ

毎年約3,000の方が、非血縁者の骨髄等を必要としており、ドナー登録の増加と骨髄等の移植を推進しています。

なお、埼玉県は平成26年度から全国に先駆け、全市町村がこの助成制度を開始しており、助成金についても各市町村に対して1/2を補助しています。